

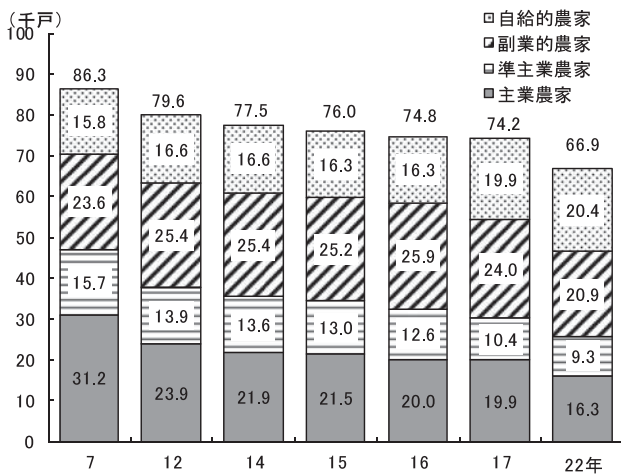
3-3 農業の担い手

○総農家数は全国的に減少しており、熊本県においても、平成22年は平成17年より7,300戸減少し、66,900戸となりました。一方、経営規模別にみると、5ha以上の農家は増加するなど、経営の大規模化は進んでいます。

○農業就業人口は、後継者の減少や高齢化の進展によって減少傾向にあり、平成22年には87,100人となっています。また、基幹的農業従事者数についても減少傾向にあり、平成22年には73,000人となっています。

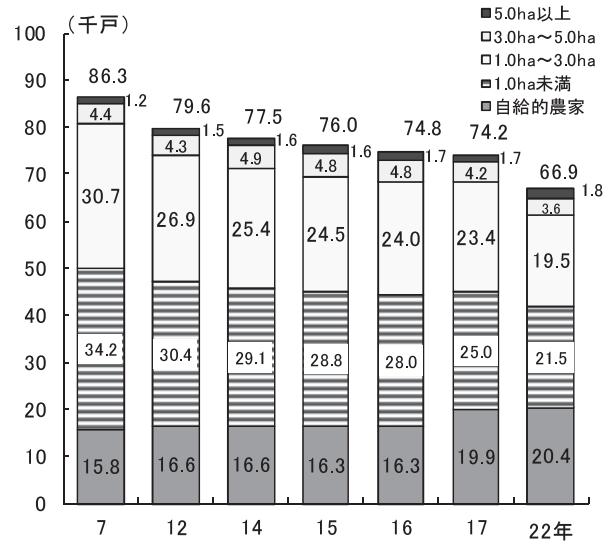
1 農家数

(1) 主副業別農家数



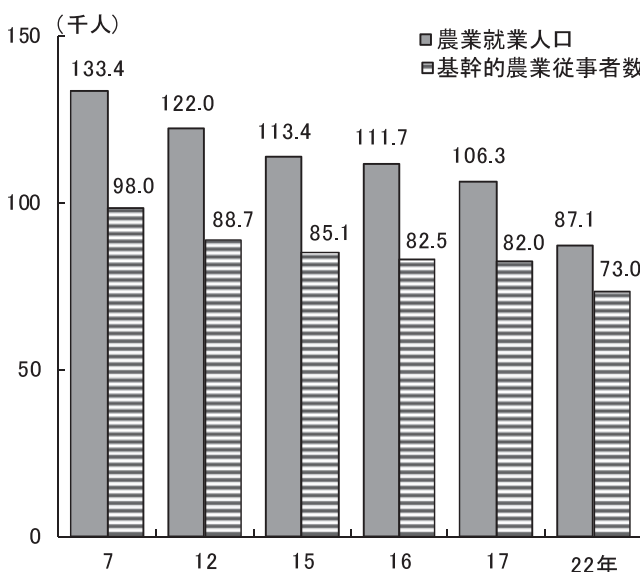
(資料) 農林水産省「農業センサス」、「農業構造動態調査」

(2) 経営耕地規模別農家数



(資料) 農林水産省「農業センサス」、「農業構造動態調査」

2 農業就業人口、基幹的農業従事者数の推移



(資料) 農林水産省「農業センサス」、「農業構造動態調査」

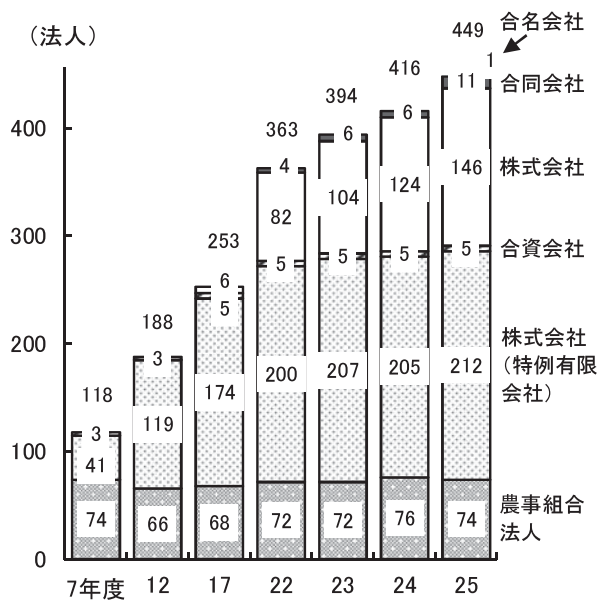
- 主業農家とは・・・ 農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
- 準主業農家とは・・・ 農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
- 副業的農家とは・・・ 65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家（主業農家、準主業農家以外の農家）
- 自給的農家とは・・・ 経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円未満の農家
- 農業就業人口とは・・・ 調査期日前1年間に「農業にのみ従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」
- 基幹的農業従事者数とは・・・ 農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「農業に従事していた者」

○農業生産法人は、経営基盤の強化を図るなどの目的から取組が進み、増加傾向にあります。特に、株式会社は、平成 17 年度末の6 法人から平成 25 年度末は 146 法人と大幅に増加しています。

○生産組織は、平成 19 年度の水田経営所得安定対策の導入に伴い、従来の受託組織が減少し、地域営農組織が大幅に増加しましたが、近年は横ばいで推移しています。

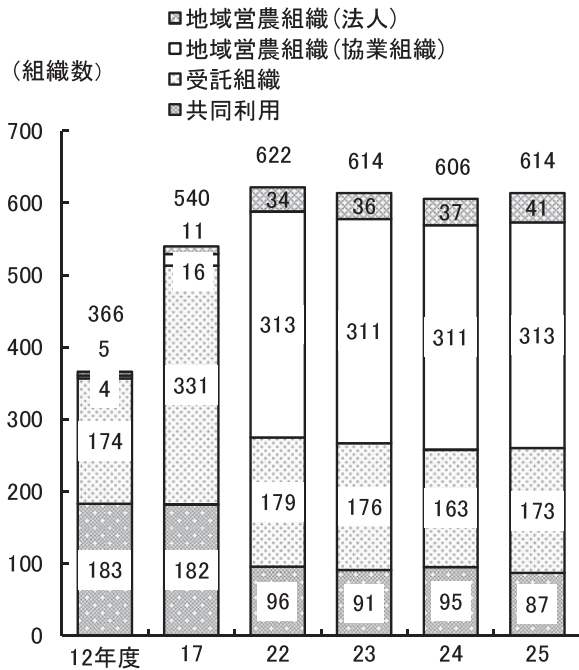
○認定農業者数は、平成 14 年度に 1 万経営体を超え、その後は、横ばい状態が続いています。なお、平成 25 年度末は、10,983 経営体と全国第 3 位の認定数となっています。

3 農業生産法人の推移



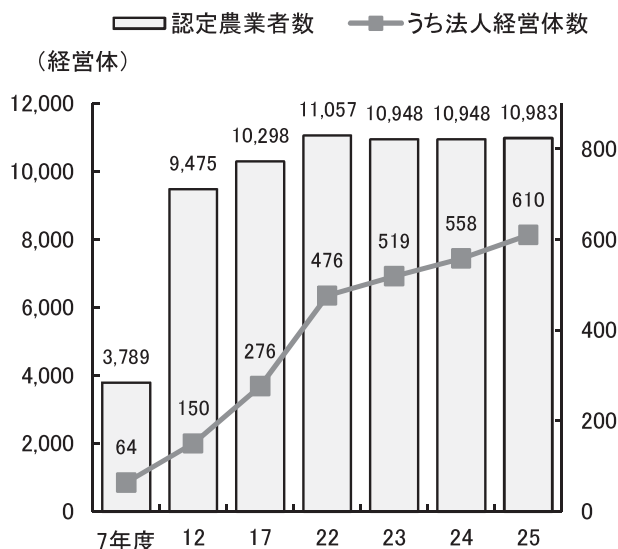
(資料) 農林水産省 H7~12 「農地調整年報」
H17~農林水産省「農地法の施行状況に関する調査」

4 生産組織数の推移



(資料) 県農林水産部調べ

5 認定農業者数の推移



(資料) 県農林水産部調べ

農業生産法人とは・・・「農業経営を行うために所有権も含めた農地の権利を取得できる法人」のこと。株式会社(株式譲渡制限会社に限る)、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人の5形態がある。

生産組織とは・・・農作業受託や機械の共同利用など地域の実情に即した生産活動を行う組織のこと。

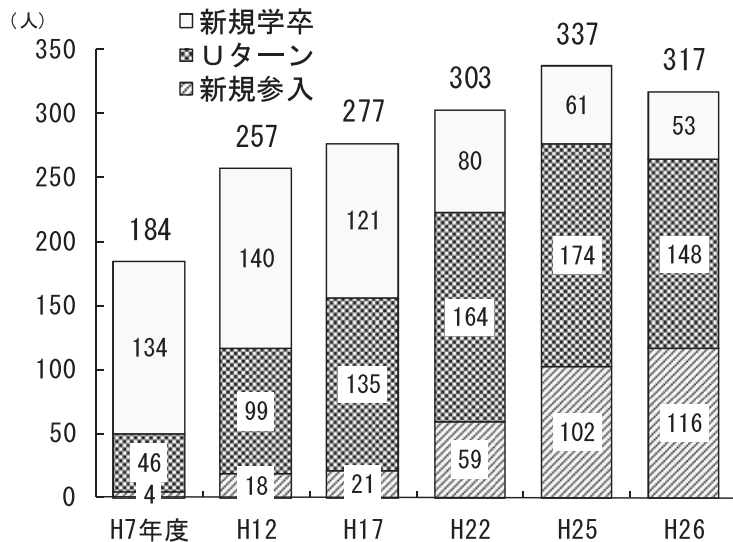
認定農業者とは・・・農業経営基盤強化促進法に基づき、計画的に自らの農業経営の改善を図っていこうとする農業者が、おおむね5年後を見通した「農業経営改善計画」を作成し、市町村の認定を受けた者をいう。

○新規就農者数は、平成26年度は317人と、2年連続で300人台となりました。また、農業法人や農業参入企業の新規雇用就農者は増加傾向にあり、新規就農の形態は多様化しています。

○青年農業者数は、平成26年度は525人となり、前年度より50人減少しました。

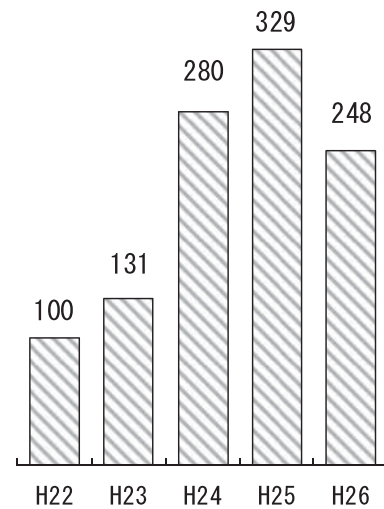
○なお、青年就農給付金の対象年齢である45歳未満（原則）の農業就業人口に占める割合をみると12%で、全国や九州と比べて若手農家の割合が高くなっています。（平成22年）

6 新規就農者数の推移



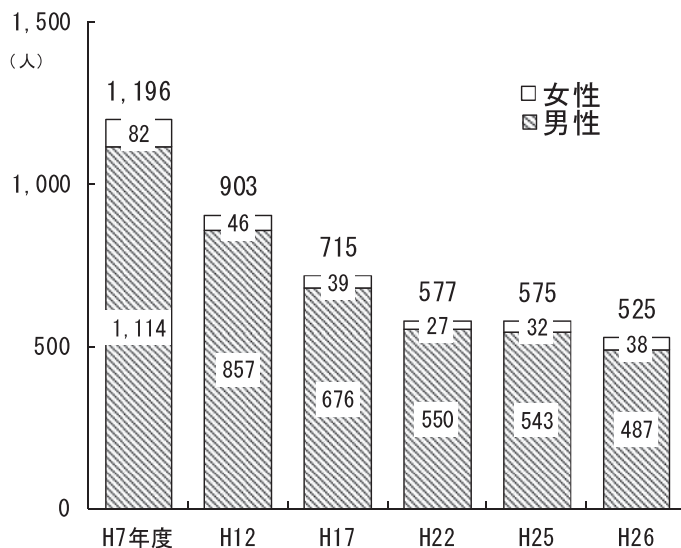
(資料) 県農林水産部、県農業会議「青年農業者実態補充調査」
 (注) Uターン就農者及び新規参入者は、H7年度は40歳以下、H17年度以降は64歳以下である

7 新規雇用就農者数の推移



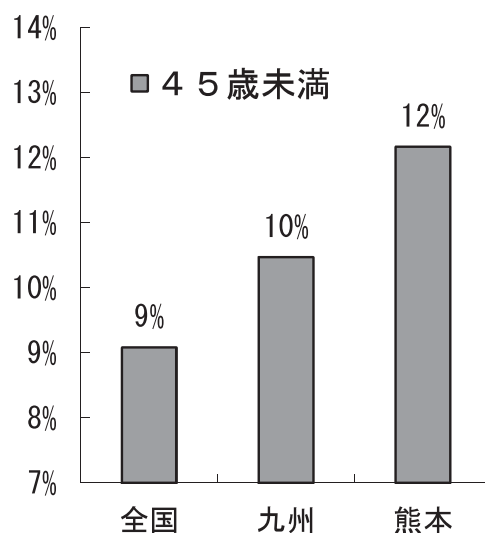
(資料) 県農林水産部調べ

8 青年農業者数の推移



(資料) 県農林水産部、県農業会議「青年農業者実態補充調査」
 (注) 青年農業者とは、16歳から25歳までの者で、年間150日以上農業に従事しているもの。

9 農業就業人口に占める45歳未満の割合(H22)

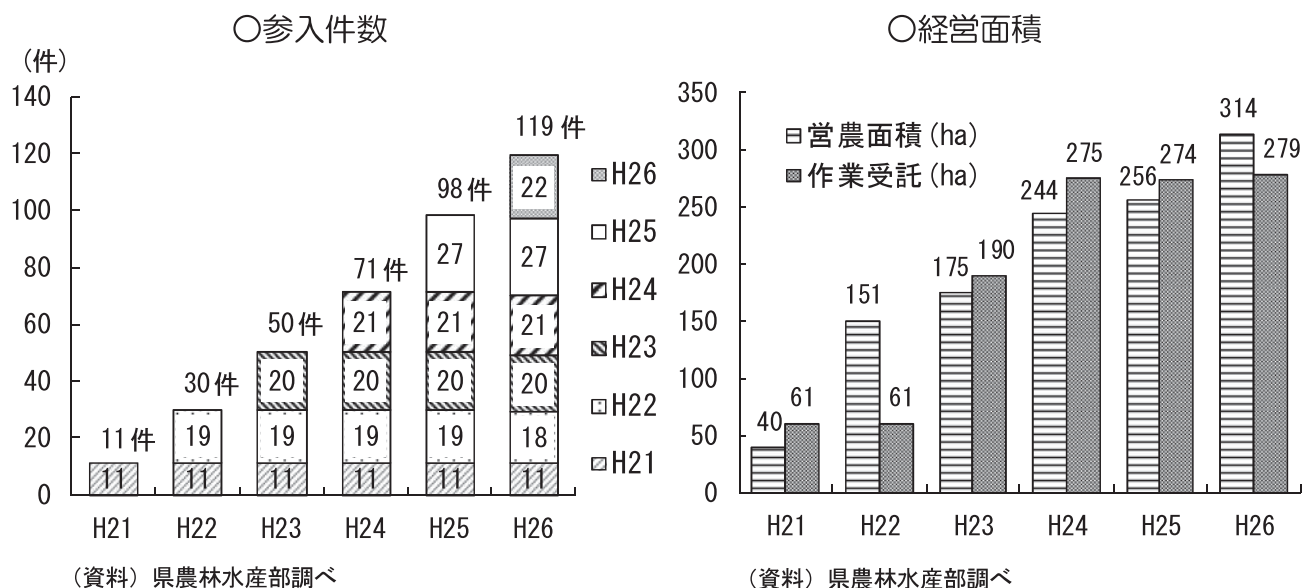


(資料) 農林水産省「農業センサス2010」

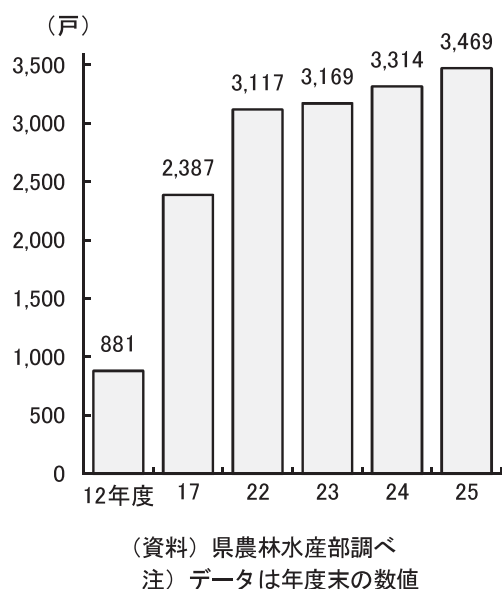
○企業参入について平成 26年度末において、平成 21 年度以降の6年間で119件の参入。営農面積 314.1ha、作業受託面積 278.5ha、耕作放棄地解消面積 87.2ha となっています。

○家族経営協定は、毎年増加傾向にあり平成 25 年度には 3,469 戸となっています。

10 企業の農業参入数（累計）の推移及び経営面積の推移



11 家族経営協定数の推移

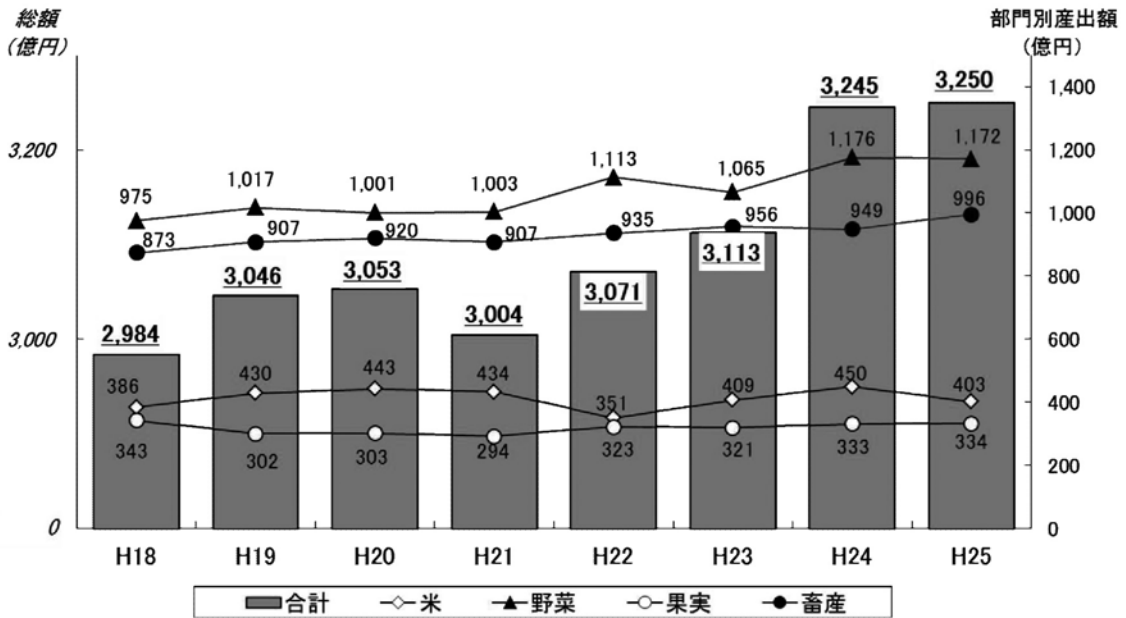


3-4 農業の生産

○平成 25 年の農業産出額は 3,250 億円で、前年 (3,245 億円) に比べ 5 億円 (0.2%) 増加し、全国第 5 位となっています。

○主な内訳は、野菜が 1,172 億円(構成比 36%)、畜産が 996 億円(31%)、米が 403 億円(12%)、果実が 334 億円 (10%)、工芸 4%、花き 3%等となっています。

熊本県の農業産出額の推移

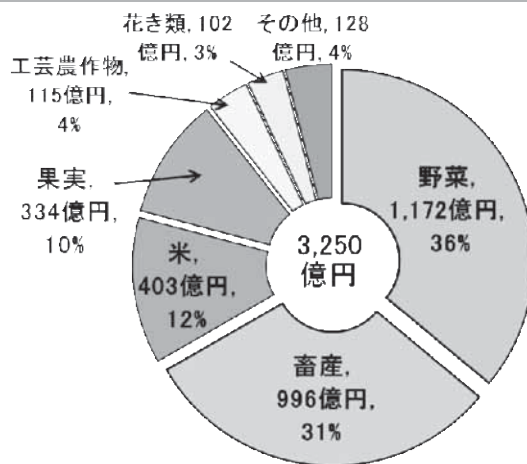


(注) 農業産出額は、平成 19 年から推計方法が変更されたため、経年比較には注意が必要

平成 25 年農業産出額順位表

順位	都道府県	農業産出額 (億円)	全国シェア
1	北海道	10,705	13%
2	茨城	4,356	5%
3	千葉	4,141	5%
4	鹿児島	4,109	5%
5	熊本	3,250	4%
6	宮崎	3,213	4%
7	愛知	3,084	4%
8	青森	2,835	3%
9	栃木	2,690	3%
10	新潟	2,671	3%
合計	全国	84,668	—

農業産出額に占める品目別割合 (平成 25 年)



平成 25 年の品目別産出額 (熊本県上位 10 品目)

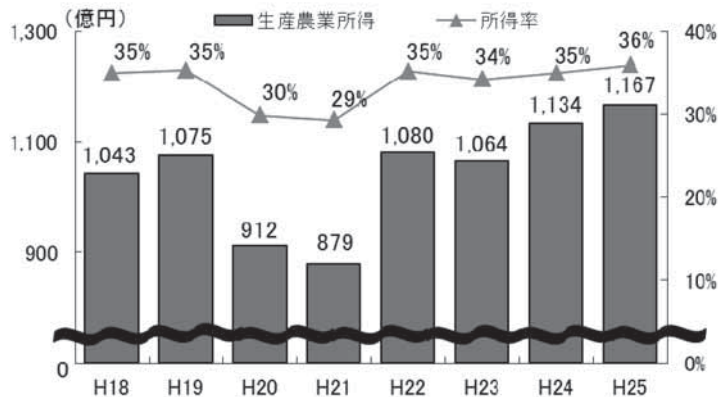
順位	品目名	産出額 (億円)	農業産出額に占める割合 (%)	順位	品目名	産出額 (億円)	農業産出額に占める割合 (%)
1(2)	トマト	410	13	6	みかん	160	5
2(1)	米	403	12	7(8)	いちご	106	3
3	肉用牛	326	10	8(9)	メロン	105	3
4	生乳	243	7	9(7)	すいか	104	3
5	豚	191	6	10(11)	鶏卵	86	3

(注) 順位欄の () は、前年に比べ変動のあった品目の前年順位

3-5 農業所得

- 平成 25 年の生産農業所得は 1,167 億円で、前年より 2.9%増加し、全国 4 位、九州 1 位です。
- 平成 25 年の販売農家 1 戸あたりの農業所得は、前年と比べて 7.5%増加し、228 万円となりました。また、農外所得は前年と比べて 16.4%減少し、97 万円となりました。
- 平成 25 年の主業農家 1 戸あたりの農業所得は、前年と比べて 2.2%減少し、584 万円となっており、主業農家は販売農家の約 3 倍（256%）の農業所得を確保しています。

生産農業所得の推移



生産農業所得の全国順位 (H25)

順位	都道府県	生産農業所得	所得率
		(億円)	(%)
1	北海道	3,763	35
2	茨城	1,571	36
3	千葉	1,398	34
4	熊本	1,167	36
5	鹿児島	1,088	27
6	福島	989	48
7	新潟	986	37
8	山形	985	43
9	栃木	939	35
9	愛知	939	30

(資料) 農林水産省「生産農業所得統計」

(注) パーセンテージは生産農業所得率 (生産農業所得/農業産出額)

○生産農業所得とは…

農業産出額から物的経費 (減価償却費及び間接税を含む) を控除し、経常補助金等を加算した額のこと。

なお、生産農業所得統計では、物的経費の積み上げによって算出するのが困難なため、便宜上、農業総産出額 (農業産出額) に所得率を乗じて推計している。

$$\text{生産農業所得} = \text{農業総産出額} \times \text{所得率} + \text{経常補助金等}$$

※生産農業所得 = 農業総産出額 × 所得率 + 経常補助金等

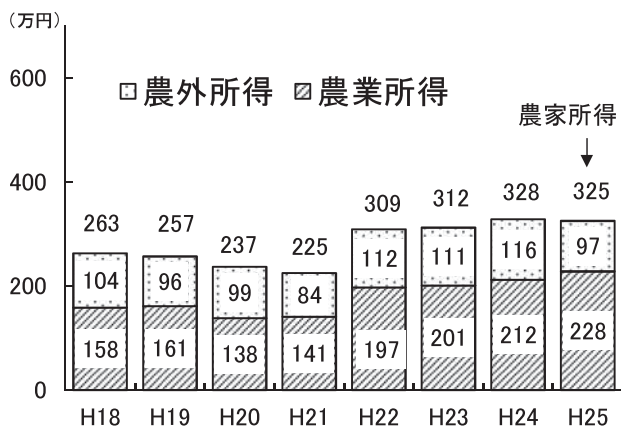
※所得率 =

$$\frac{\text{農業粗収益} - \text{経常補助金等} - \text{物的経費}}{\text{農業粗収益}}$$

農家所得の推移

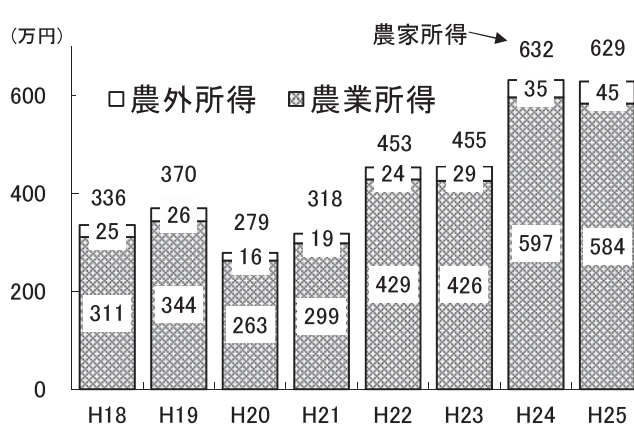
農家所得の推移 (販売農家)

※本県の販売農家戸数 46,480 戸



農家所得の推移 (主業農家)

※本県的主業農家戸数 16,293 戸



(資料) 農林水産省「農業経営統計調査 (営農類型別統計)」(H18~)

3-6 農業農村の役割

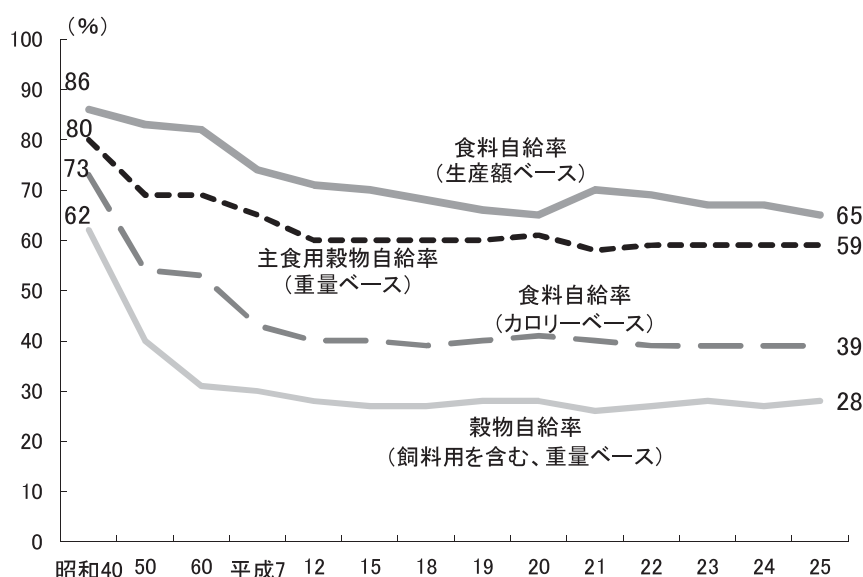
- 農業から生産される食料は私たちの生活にとって身近なものであり、生命と健康の源です。
- 農業・農村は、食料供給のほか、国土・水資源・環境・文化・教育など、現代社会の様々な課題の解決に貢献する多面的な機能や役割を持っています。

1 安定的な食料供給

我が国の食料自給率（カロリーベース）について、昭和40年は73%でしたが、平成10年には40%まで低下し、その後は横ばいで推移しています。

本県の総合食料自給率は、平成24年（概算）はカロリーベースで58%、生産額ベースで157%となっており、また、主要農作物の自給率は全国に比べて高いものとなっています。

食料自給率の推移（全国）



(資料) 農林水産省「食料需給表」

熊本県の食料自給率の推移

区分	単位	7年	12	17	22	23	24
カロリーベース 総合食料自給率	%	—	61	58	61	61	58
生産額ベース 総合食料自給率	"	—	154	152	155	151	157
米	"	179	156	148	163	158	152
小麦	"	11	16	20	10	15	14
大豆	"	6	10	6	9	10	9
野菜	"	275	276	259	283	278	296
果実	"	145	137	124	115	116	120
牛乳	"	224	238	257	245	253	253
牛肉	"	141	131	189	196	170	182
豚肉	"	146	143	124	117	117	116
鶏卵	"	143	139	117	106	114	120

(資料) 農林水産省「生産農業所得統計」、「作物統計」、「食料需給表」、総理府「国勢調査」

(注) 総合食料自給率(カロリー・生産額)は国公表値(平成10年から公表)

品目別自給率(重量ベース)は県算出(国内品目別自給率×県内生産量(額)÷割合÷県人口割合)

・牛乳は飲用向けとし、国内自給率を100%として計算

・米・小麦・大豆は生産量で試算。その他品目は農業産出額により試算した。

2 多面的機能の発揮

農業・農村は、洪水の防止や水資源のかん養、自然環境の保全、さらには美しい景観の形成など、様々な機能（農業・農村の多面的機能）を有しており、国土を保全し、生命と財産、豊かな暮らしを守る重要な役割を担っています。

農業・農村の多面的機能のイメージ



農業・農村の多面的機能の評価（試算）（単位：億円／年間）

機能	全国	熊本県	構成比
洪水防止	34,988	1,277	52.6%
河川流況安定	14,633	309	12.7%
地下水かん養	537	9	0.4%
土壌浸食防止	3,318	78	3.2%
土砂崩壊防止	4,782	134	5.5%
有機性廃棄物処理	123	4	0.2%
気候緩和	87	2	0.1%
保健休養・やすらぎ※	23,758	613	25.3%
合計	82,226	2,426	



※「保健休養・やすらぎ」については、全国の評価額を耕地面積比で按分。
全国欄は、日本学術会議が行った農業の多面的機能の評価

白川中流域の水田地帯における湛水（地下水かん養）の状況

地域社会の形成・維持

○保養・教育・医療・福祉への効果

農業や農村空間は、人々に憩いの場、レクリエーションの場を提供しています。また、食料生産の場であるとともに、それを取りまく自然の大切さなどを学ぶ、体験学習の場としての役割や、医療や福祉的ケアを必要とする方々への良好な効果をもたらす機能も有しています。



棚田のあかり（水俣市）



都市と農村の交流（人吉市）